【別記３－１（１）】　伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の

　　　　　　　　　　記載事項例

例１　民有林からの出材の場合

|  |
| --- |
| 番　　　　　　　　　号令和　　年　　月　　日発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明○ 　○ 　様（販売先）○○素材生産事業者認　 定 　番　 号下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。記１．　間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）２．　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等３．　物件（森林）所在地４．　樹種５．　数量６．　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）　　（１）原料区分　　　　□林地残材等　　　　□その他伐採木　　（２）原料輸送区分　　　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上□4t車以上　　□10t車以上　　□20t車以上、　　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下　※　伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届 |

|  |
| --- |
| 出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。　ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。 GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち、「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「　］0km」）が可能。その他 、GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等

の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

　　GHG関連情報（１）原料区分のうち、「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢20年以下の

主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－１（２）　伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の 　　 記載事項例

例２　国有林からの出材の　場合

|  |
| --- |
| 番　　　　　　　　　号令和　　年　　月　　日発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明○ 　○　　様（販売先）○○素材生産事業者認 　定　 番 　号下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。記１．　出材元の森林管理署名２．　物件（森林）所在地　　（林班名など）３．　樹種４．　数量５．　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）　　（１）原料区分　　　　□林地残材等　　　　□その他伐採木　　（２）原料輸送区分　　　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上□4t車以上　　□10t車以上　　□20t車以上、　　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下　※　森林管理署等との〇〇素材生産事業者の売買契約書のy写しを添付。※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち、「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「［　］0km」）が可能。その他 、GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とするこ

とも可能。

GHG関連情報（１）原料区分のうち、「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢20年以下の

主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－２】　　伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

|  |
| --- |
| 番　　　　　　　　　号令和　　年　　月　　日発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明○　　　○　　様（販売先）○○素材生産事業者認　 定 　番　 号下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。記１．　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等２．　物件（森林）所在地３．　樹種４．　数量５．　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）(１） 原料区分　　　　□林地残材等　　　　□その他伐採木　（２）原料輸送区分　　　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上□4t車以上　　□10t車以上　　□20t車以上、　　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下　※　伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち、「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「［　］0km」）が可能。その他 、GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　　本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG関連情報（１）原料区分のうち、「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－３】　伐採届等を必要としない木材等の伐採段階における一般木質バイオマス　証明書の記載事項例

|  |
| --- |
| 番　　　　　　　　　号令和　　年　　月　　日発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明○　　　○　　　様（販売先）所有者名所有者住所下記の物件は、全て○○（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。記1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）
2. 該当バイオマスの発生場所（伐採箇所など）
3. 樹種
4. 数量

５．□GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）(１） 原料区分　　　　□林地残材等　　　　□その他伐採木　（２）原料輸送区分　　　トラック最大積載量：□1t車以上　　□2t車以上□4t車以上　　□10t車以上　　□20t車以上、　　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　□50km以下　　　　　　　　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下　※　GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち、「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「［　］0km」）が可能。その他 、GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注 GHG関連情報（１）原料区分のうち、「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－４】　加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の

記載事項例

|  |
| --- |
|  　　　番　　　　　　号 令和　年　月　日発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明 ○　　○　　　殿（販売先） 　　　　　　　　 　 ○○チップ製造事業者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。 記 １．樹種　２．数量　３．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）　（１）原料区分、原料輸送区分 |
|  | 原料区分 | 　　原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　（２）加工　区分　　　□チップ加工　　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）　　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）　　（３）製品輸送区分　　トラック最大積載量：□1t車以上　□2t車以上□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　 □50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　 □300km以下※ GHG関連情報（３）原料輸送区分のうち、「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「［　］0km」）が可能。　　内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ）と　積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他 、GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は、「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記３－５】　　納品書を活用した証明書の記載事項例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　　　　　　　　号令和　　年　　月　　日納品書　（出荷伝票）○　　　○　　　様（販売先）○○チップ製造事業者認　　定　　番　　号発地　（出荷場所）　○○チップ製造業者　　　○○工場着地　（納入場所）　（株）　○○○　　　　　○○○発電所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 品等 | 寸法 | 数量 | 材積 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※　上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。（GHG関連情報を記載する場合は、別記２―１と同様の内容を記載する。） |

【別記３－６】　製材等残材に係る製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

|  |
| --- |
|  　　　番　　　　　　号 令和　年　月　日発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 ○　　○　　　殿（販売先） 　　　　　　　　 　 　　製材工場等名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認 定 番 号 　下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。 記　 １．製材等残材の物件名　２．樹種　３．数量４．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）　（１）原料区分　　　□製材等残材 |
|  |

【別記３－７】　加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

例１　国内木質バイオマスの場合

|  |
| --- |
|  　　　番　　　　　　号 令和　年　月　日発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 ○　　○　　　殿（販売先） 　　　　　　　　 　 ○○チップ製造事業者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。 記 １．樹種　２．数量　３．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）　（１）原料区分、原料輸送区分 |
|  | 原料区分 | 　　原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　（２）加工　区分　　　□チップ加工　　　□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）　　　□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）　　（３）製品輸送区分　　トラック最大積載量：□1t車以上　□2t車以上□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上　　輸送距離：□10km以下　□20km以下　□30km以下　□40km以下　 □50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　 □300km以下４、クリーンウッド法関連情報　（１）原材料情報　　　□クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。　　　□一部（又は全部）の情報を収集できていません。　　　　（□樹種　□伐採地域　□証明書）　（２）合法性確認結果　　　□上記の物件は合法性確認木材等です。 |

注　本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要な情報（一般木質バイオマスであること、クリーンウッド法関連情報等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

　　　４、クリーンウッド法関連情報について、同法における第一種事業者は（１）及び（２）について記載する。第二種事業者は（２）についてのみ記載することも可能。

【別記３－８】　加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

例２　輸入木質バイオマスの場合

|  |
| --- |
|  　　 番　　　　　　号 令和　年　月　日発電用チップに係る一般木質バイオマス証明　 ○　　○　　　殿（販売先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○輸　入　商　社  　　　　　　　　 　 ○○チップ製造事業者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。 記 １．樹種　２．数量　３．クリーンウッド法関連情報　（１）原材料情報　　　□　クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。　　　□　一部（又は全部）の情報を収集できていません。　　　　　（□樹種　□伐採地域　□証明書）　（２）合法性確認結果　　　□　上記の物件は合法性確認木材等です。  |

注　本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要な情報（一般木質バイオマスであること、クリーンウッド法関連情報等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

　　　３、クリーンウッド法関連情報について、同法における第一種事業者は（１）及び（２）について記載する。第二種事業者は（２）についてのみ記載することも可能。